

所定疾患施設療養費実施状況の公表

所定疾患施設療養費について

肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合、1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り算定します。

① 対象となる疾患は以下のとおりです。

- イ 肺炎
- ロ 尿路感染症
- ハ 带状疱疹
- ニ 蜂窩織炎
- ホ 慢性心不全の増悪

② 診断名及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等をケース療録に記載しておきます。

③ 算定開始後は、治療の実施状況等について公表します。

対象疾患と主な治療内容

肺炎	血液検査、尿検査、酸素飽和度の測定、胸部レントゲンなど診察結果を基に抗生剤（内服・点滴注射）、酸素吸入、水分補給（経口・点滴）など診察結果を基に適宜必要な治療を行います。
尿路感染症	尿検査、血液検査など診察結果を基に抗生剤（内服・点滴注射）、酸素吸入、水分補給（経口・点滴）など適宜必要な治療を行います。
带状疱疹	当疾患について施設での治療が可能と判断された場合、診察結果を基に抗ウイルス剤の内服や外用（塗薬）など適宜必要な治療を行います。
蜂窩織炎	当疾患について施設での治療が可能と判断された場合、診察結果を基に抗生剤（内服・点滴注射など）適宜必要な治療を行います。
慢性心不全の増悪	当疾患について施設での治療が可能と判断された場合、診察結果を基に注射や点滴、酸素吸入の適宜必要な治療を行います。

算定状況（令和6年4月～令和7年3月）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
肺炎	2		2	2	2	1	3	2	5	4	1		24
尿路感染症	5	8	6	2	3	1	3	5	4	6	5	2	50
蜂窩織炎	1	1				2	2	1	1	1	1		10
带状疱疹	1	1		1									3
心不全の増悪													0
合計	9	10	8	5	5	4	8	8	10	11	7	2	87